

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③精算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	須坂市生活応援商品券事業	①食料品など物価高騰の影響を受けている生活者や事業者を支援するため、市内対象店舗で利用可能な商品券を全市民に配布する。 ②負担金、委託料、役務費 ③一人当たり1万円の商品券配布 商品券還元経費487,080千円(換金率99%) 事務費31,360千円(郵便料11,588千円、手数料300千円、委託料19,472千円) ④全市民約49,200人(基準日以降一定期間内の転入者等含む)	R8.2	R8.4以降
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)	①物価高騰の影響を受けている低所得のひとり親世帯(児童扶養手当支給世帯)を支援するため、児童一人当たり1万円を支給。 ②給付金、役務費 ③給付費10千円×537人(対象児童数)=5,370千円、郵便料114千円 合計5,484千円 ④ひとり親世帯	R7.4	R8.3
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食費負担軽減事業	①物価高騰の影響を受けている小中学生の子を持つ世帯の負担を軽減するため、学校給食費を公費負担する。 ②学校給食費補助材料費 ③補助材料費公費負担104,000千円 (2025年4月から年10回徴収する学校給食費保護者納入金のうち4回分の給食費及び物価高騰による食材費の値上り分を公費負担。教職員分は公費負担の対象外。) ④公立小中学校児童生徒の保護者	R7.4	R8.3
4	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	子ども食堂への運営支援金	①物価高騰の影響を受ける子ども食堂を支援するため、市内で子ども食堂を運営する団体に補助金を支給する。 ②補助金 ③5団体×300千円(平均補助見込額)=1,500千円 (補助単価) 定期(月1回以上定期的に開催) 通常型 10,000円/回(1回あたり100食未満 年間500千円まで) 15,000円/回(1回あたり100食以上 年間600千円まで) 軽食型 5,000円/回(1回あたり100食未満 年間250千円まで) 6,000円/回(1回あたり100食以上 年間300千円まで) 随時 通常型 10,000円/回(1回あたり100食未満 年間250千円まで) 軽食型 5,000円/回(1回あたり20食未満 年間100千円まで) ④子ども食堂を運営する団体	R7.4	R8.3
5	③消費下支え等を通じた生活者支援	キャッシュレス決済消費喚起事業	①物価高騰の影響を受けている生活者の負担軽減及び市内店舗での消費喚起を図るため、市内対象店舗でのキャッシュレス決済に対してポイントを付与する。 ②委託料 ③ポイント還元原資35,000千円、事務委託費10,000千円 合計45,000千円 ④市内店舗でのキャッシュレス決済利用者	R7.4	R8.3
6	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食費負担軽減事業(R7予備費分)	①物価高騰の影響を受けている小中学生の子を持つ世帯の負担を軽減するため、学校給食費を公費負担する。 ②学校給食費補助材料費 ③補助材料費公費負担25,137千円 (2025年4月から年10回徴収する学校給食費保護者納入金のうち1回分の給食費及び物価高騰による食材費の値上り分を公費負担。教職員分は公費負担の対象外。) ④公立小中学校児童生徒の保護者	R7.4	R8.3
7	②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援	須坂市エアコン設置促進事業	①近年の猛暑による熱中症リスク増加を踏まえ、住民の命と健康を守るため、物価高騰の影響を受けている生活保護世帯を含む住民税非課税世帯のエアコン設置等を支援する。 ②補助金、報酬等、需用費、役務費 ③(補助金) 生活保護世帯:補助単価73千円×30件=2,190千円 住民税非課税世帯:補助単価48千円×230件=11,040千円 (報酬等) 会計年度任用職員報酬・手当・共済費7,704千円 (需用費) 消耗品費100千円 (役務費) 郵便料501千円、電話料36千円、手数料52千円 Cその他:「住民税非課税世帯エアコン設置促進事業」による県補助分6,600千円(36千円×30件、24千円×230件) ④生活保護世帯、住民税非課税世帯	R8.2	R8.4以降
8	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	ひとり親世帯臨時特別給付金	①物価高騰の影響を受けている低所得のひとり親世帯(児童扶養手当支給世帯)を支援するため、児童一人当たり1万円を支給。 ②給付金、役務費、職員手当 ③給付費(児童1人あたり1万円)5,100千円、手数料47千円、郵便料33千円、時間外手当75千円(物価高騰対応のための体制拡充等に必要な任期の定めのない常勤職員の時間外勤務手当であり、対象外経費は含まれていない) ④ひとり親世帯	R8.2	R8.4以降
9	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	介護保険サービス事業所価格高騰対策支援金	①物価高騰の影響を受けている介護サービス事業所に対し、安定的なサービスの提供を継続できるよう、光熱費、食材料費にかかる経費の一部を支援する。 ②補助金 ③通所系事業所 190千円 (基準単価60千円×2事業所+加算額2千円×利用定員20名+加算額2千円×利用定員15名) 訪問系事業所 40千円 (基準単価20千円×2事業所) 通所系サービス事業所、小規模多機能型居宅介護 2,916千円 (基準単価6千円×定員486人) 認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 1,134千円 (基準単価18千円×定員63名) ④介護保険サービス事業所	R8.2	R8.4以降